

名寄せ資料（作成例 相対値基準）

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日
募金箱	寄附者の氏名等は、全て架空です。	20,000 円	H22・4・3
募金箱	-	30,000 円	H24・2・1
六甲 美紀	不明	150,000 円	H23・12・20
寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金の額 合計		400,000 円	
神戸 一郎	神戸市中央区〇〇町6-5-1	100,000 円	H22・12・20
神戸 一郎	神戸市中央区〇〇町6-5-1	100,000 円	H24・3・1
神戸 一郎 合計		200,000 円	
有馬 太郎	神戸市北区△△町1-1	100,000 円	H22・4・3
有馬 美咲	神戸市北区△△町1-1	50,000 円	H22・4・3
有馬 太郎	神戸市北区△△町1-1	50,000 円	H23・5・15
有馬 昌宏	神戸市北区△△町1-1	500,000 円	H23・5・15
有馬 太郎 合計		700,000 円	
須磨 次郎	東京都千代田区★★2-1	50,000 円	H22・5・10
須磨 純子	東京都千代田区★★2-1	100,000 円	H22・6・2
須磨 次郎	東京都千代田区★★2-1	100,000 円	H23・6・1
須磨 次郎 合計		250,000 円	
㈱B空調設備	大阪府〇〇区3-3-3	350,000 円	H22・4・3
㈱B空調設備	大阪府〇〇区3-3-3	400,000 円	H22・11・1
㈱B空調設備	大阪府〇〇区3-3-3	300,000 円	H23・5・20
㈱B空調設備	大阪府〇〇区3-3-3	90,000 円	H23・11・5
㈱B空調設備 合計		1,140,000 円	
(財)〇〇〇〇	兵庫県神戸市東灘区〇〇町5-5	1,000,000 円	H22・12・1
(財)〇〇〇〇	兵庫県神戸市東灘区〇〇町5-5	1,000,000 円	H23・4・3
(財)〇〇〇〇	兵庫県神戸市東灘区〇〇町5-5	500,000 円	H23・12・1
(財)〇〇〇〇 合計		2,500,000 円	
灘 満子	神戸市灘区□□4-1	500 円	H22・5・1
垂水 タキ	神戸市垂水区〇〇6-1	500 円	H23・8・25
同一の者からの寄附金が1千円未満のもの 合計		10,000 円	
兵庫 春江	神戸市兵庫区△△7-1	2,000 円	H23・5・1
兵庫 信夫	神戸市兵庫区△△7-1	2,000 円	H23・5・1
T製本所(株)	神戸市長田区☆☆8-1	5,000 円	H23・4・1
長田 太郎	神戸市長田区☆☆8-1	2,000 円	H23・4・1
Kエンジニアリング(株)	神戸市西区◎◎9-1	260,000 円	H24・3・31

1. 氏名又は名称が明らかでない寄附金
氏名又は住所等が不明な寄附金の合計額は、第1表付表1⑩欄、第1表㉔㉕欄に記載（※小規模法人特例の場合は必要ありません。）

2. 役員からの寄附金で20万円以上のもの
役員からの実績判定期間内における寄附金の額の合計額が20万円以上の場合は、第1表付表1「3」（小規模法人特例の場合は、「2」）の「役員の氏名」欄に記載

3. 役員からの寄附金（親族合算）
役員とその親族（同一の姓及び住所）からの実績判定期間内における寄附金の合計額が合算して20万円以上の場合は、第1表付表1「3」の「役員の氏名」欄に記載（※小規模法人特例の場合は親族合算の必要はありません。）

4. 基準限度超過額
同一の者からの実績判定期間内における寄附金の合計額が、第1表付表1③欄の基準限度超過額（ここでは、仮に650,000円とします。）を超過している場合は、当該超過額の合計額を第1表付表1④の③欄（小規模法人特例の場合は、⑤の③欄）に記載
① ㈱B空調設備からの寄附金の合計額 1,140,000円－基準限度額650,000円
⇒ 基準限度超過額：490,000円
② (財)〇〇〇〇からの助成金の合計額2,500,000円－基準限度額650,000円
⇒ 基準限度超過額：1,850,000円
合計 2,340,000円

5. 1千円未満の寄附金
同一の者からの実績判定期間内における寄附金の合計額が1千円未満の場合は、その合計額を第1表付表1④欄と第1表㉔欄に記載（※小規模法人特例の場合は必要ありません。）

《参考 絶対値基準の場合》
絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、寄附者と生計を一にする者を含めて一人として数えます。また、年3,000円以上の寄附金かどうかは事業年度ごとの合計金額で判定します。（絶対値基準の場合は実績判定期間内の合計額ではなく事業年度ごとの合計額であることに注意してください。そのため、絶対値基準を選択する場合は、年度ごとに名寄せを行ったほうが良いでしょう。）
①兵庫春江及び兵庫信夫からの寄附金については、各人からの受領額はそれぞれ3,000円に満たないため、通常は当該2人を絶対値基準における寄附者数に算入することはできません。ただし、この2人は苗字及び住所が同一であるため、生計を一にする者とみなすことができ、2人の合計額が3,000円を超えているため、絶対値基準における寄附者の数について「1人」として数えて差し支えありません。
②T製本所(株)及び長田太郎からの寄附金については、住所又は事務所の所在地が同一となっていますが、法人及び個人からの寄附金について人格が別であり合算する必要はありませんので、それぞれ別個の寄附金として取扱われます。

参考